

令和3年5月17日

事業者のみなさまへ

大阪商工会議所

政府・大阪府から事業者のみなさまへの依頼

政府、大阪府から事業者のみなさまへ在宅勤務の促進などについてあらためて以下をはじめとする周知依頼がありました。ご理解とご協力をお願いいたします。

○在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。

○出勤者数削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進すること。

○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

○時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

○職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、従業員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、社員寮等集団生活の場での対策等）、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動を徹底すること

<詳細について>

○政府
（内閣官房）

<https://corona.go.jp/>

（出勤者数の削減に関する実施状況の公表）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

○大阪府

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

以上